

改正 平成25年4月1日

（目的）

第1条 この規程は、学習院女子大学（以下「本学」という。）に勤務する教員及び職員（本学の業務を行う者であって本学の教員及び職員以外の者を含む。以下「教職員等」という。）からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報（以下「公益通報」という。）及び法令違反行為等に該当するかを確認する等の相談（以下「相談」という。）の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって本学の社会的信頼性と業務遂行の公平性の維持に資することを目的とする。

2 この規程に定めのある場合のほか、本学における公益通報に関する取扱いについては、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の定めるところによる。

（公益通報及び相談の受付）

第2条 教職員等からの公益通報及び相談を受け付ける窓口を事務統括部に設置し、担当者（以下「通報等受付者」という。）を事務統括部長とする。

2 通報等受付者は、公益通報又は相談を受けた場合は、速やかにその内容を学長に報告するものとする。

（公益通報及び相談の方法）

第3条 公益通報及び相談の方法は、電子メール、電話、文書、ファクシミリ又は面会により原則として顕名で行うものとする。ただし、匿名による公益通報及び相談にあつては、匿名とする理由を鑑み受け付ける場合がある。

（調査委員会）

第4条 第2条第2項の報告事項に関する事実関係の調査を行うため、学長は、公益通報に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）を組織し、報告内容の調査を求める。

2 調査委員会の委員長および委員は、学長が指名する。

3 調査委員会は、調査に当たって、通報者が特定されないよう配慮するとともに、被通報者及び関係者の信用、名誉、プライバシー及び個人情報に十分配慮するものとする。

4 調査委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

（協力義務）

第5条 本学教職員は、通報内容の事実関係の調査に際し協力を求められた場合には、調査委員会に協力しなければならない。

（関係者の排除）

第6条 被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）は、自らが関係する事案の処理に関与することができない。

（是正措置）

第7条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、本学は速やかに是正措置及び再発防止措置を講ずるものとする。

（通報者等の保護）

第8条 本学は、通報者等が公益通報又は相談したことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

2 本学は、通報者等が公益通報又は相談したことを理由として、通報者等の職場等の環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。

（個人情報の保護）

第9条 この規程に定める業務に携わる者は、公益通報又は相談された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。

（通知）

第10条 本学は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者のプライバシーに配慮

しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(不正の目的)

第11条 通報者は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。

(公益通報又は相談を受けた者の責務)

第12条 公益通報又は相談を受けた者(通報者の上司、同僚等を含む。)は、この規程に基づき、誠実に対応するよう努めなければならない。

(不正行為に対する措置)

第13条 学長は、調査委員会の調査に基づいて最終的に不正行為と認定された被通報者及び悪意に基づく通報と認定された通報者に対し、就業規則等の関連規程に基づき適切な措置を執るものとする。

(学内規程・規則等との関係)

第14条 他の学内規程・規則等に定める通報、相談等は、当該規程・規則等に従って行うものとし、この規程の適用を受けるものではない。

(事務担当部署)

第15条 この規程に関する事務は、事務統括部が担当する。

(改正)

第16条 この規程の改正は、運営委員会の議を経て、教授会の議により、学長が行う。

(施行)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。